

令和 2 年 度

八代市議会建設環境委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 4月臨時会付託案件 1

令和 2 年 4 月 2 8 日（火曜日）

建設環境委員会会議録

令和2年4月28日 火曜日

午前10時30分開議

午前10時52分開議（実時間22分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第46号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第3号（関係分）

○本日の会議に出席した者

委員長	増田一喜君
副委員長	北園武広君
委員	大倉裕一君
委員	庄野末藏君
委員	高山正夫君
委員	橋本隆一君
委員	福岡安徳君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

市民環境部長	桑原真澄君
市民環境部次長	谷脇信博君
理事兼環境課長	武宮学君

○記録担当書記

勇 正一 君

（午前10時30分 開会）

○委員長（増田一喜君） それでは、定足数に達しましたので、ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、先ほど配付されました付託表のとおりであります。

◎議案第46号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第3号（関係分）

○委員長（増田一喜君） それでは、予算議案の審査に入ります。

議案第46号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第3号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

歳出の第4款・衛生費について、市民環境部より説明願います。

○市民環境部長（桑原真澄君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民環境部、桑原でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいま委員長お話しの議案第46号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第3号のうち、市民環境部所管分について、谷脇次長をして説明をいたさせますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○市民環境部次長（谷脇信博君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民環境部の谷脇でございます。よろしく願いいたします。座らせて説明させていただきます。よろしいでしょうか。

○委員長（増田一喜君） どうぞ。

○市民環境部次長（谷脇信博君） それでは、議案第46号・令和2年度八代市一般会計補正予算書・第3号について御説明いたします。

別冊の議案書の補正予算書・第3号でございます。7ページをお開きください。

下段の第4款・衛生費のうち、市民環境部所管分について御説明いたします。

款4・衛生費、項1・保健衛生費、目3・斎場管理費の補正前額5976万7000円に対し、新型コロナウイルス感染症対策事業（斎場管理）としまして148万2000円の補正をお願いし、補正後の額を6124万9000円といたすものでございます。なお、財源は一般財源でございます。

内容でございますが、国内及び県内で感染拡大しております新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、市斎場内での新型コロナウイルスへの感染防止及び火葬従事者の罹患に伴う火葬場の機能停止を避けるため、感染防止対策に必要な予算措置を行うものでございます。

次に、節ごとに内容を御説明いたします。

節１２・委託料の６３万７０００円は、新型コロナウイルス感染防止のため、市斎場内の消毒作業を日常的に行う経費でございます。

節１７・備品購入費の８４万５０００円は、市斎場内の待合室や炉前ホールなどの室内除菌のため、オゾン発生器を４台購入するものでございます。

続きまして、８ページをお開きください。

８ページ、上段の款４・衛生費、項２・生活環境費、目５・塵芥処理費の補正前額１３億５２２５万７０００円に対し、新型コロナウイルス感染症対策事業（環境センター管理）としまして、３２万７０００円の補正をお願いし、補正後の額を１３億５２５８万４０００円といたすものです。財源は、同じく一般財源でございます。

内容の節１０・需用費でございますが、市民の衛生的な生活を維持するために不可欠なサービスであります廃棄物の適正処理は、新型コロナウイルスの流行時においても確実に継続する必要がありますことから、環境センターの管理運営及び可燃物、資源物の収集運搬業務の従事者に対しまして、日常的に感染予防対策を行うための消毒薬を購入するものでございます。

以上で説明を終わります。審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長（増田一喜君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本隆一君） お世話になります。

斎場におけるですね、この新型コロナウイルス感染症対策事業の斎場管理費として、オゾン

発生器の購入を今度検討しておられますけれども、確認なんですが、このオゾン発生器によって、こういった効果、そしてまた、もともとの購入になる根拠といたしますか、いったところの科学的なところとか、生理学的なところをちょっとお伺いできればと思いますが、よろしくお願いいたします。

○理事兼環境課長（武宮 学君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）環境課の武宮でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの御質問でございますが、斎場で、今回補正でお願いしておりますオゾン発生器の導入に関する御質問かと思えます。オゾン発生器につきましては、空気中の酸素をオゾンに変換をさせて、そのオゾンによって、空気中のウイルスを死滅させる。そういったメカニズムで除菌するものでございます。

もう一点が、オゾン脱臭器の購入に至った経緯だったですかね。

○委員（橋本隆一君） そうですね、オゾンでなければならないというですね、その科学的な根拠ですよ。新型コロナウイルス感染症対策として購入されるわけですから、新型コロナに対してのちゃんとした対抗できる根拠的なものがあるんですよ。例えば、国・県、世界が、この器具は非常に有効であるから、ぜひ使っていただきたいというものがあるのか、よかげなばってんがという話なのか、そこら辺をちょっとお伺いできればなというふうに思いました。

○理事兼環境課長（武宮 学君） 失礼いたしました。現在、国内で製造販売されております除菌装置、あるいは空気清浄機、いずれの装置でもよろしいんですが、新型コロナウイルスに対する除菌性能が確認され、理化学的に実証されて、国で認証されている機械というのは全くですね、１台もございません。

そこで、特に斎場といたしますのは、御遺族の

方の中には、既に感染が公表されている地域から来られている可能性もあるというようなことで、もう数カ月前から斎場内の感染予防対策を検討してまいったところでございますが、このオゾン発生装置に至った経緯をちょっと申し上げさせていただきます。

実証されている機械はない中で、どういう機械が適当かというようなことで機械を探したわけでございますが、まず1点目がですね、インフルエンザの実証試験で認証を得ている機械であること。これをまず探しました。それと、メンテナンスが比較的簡単な機器であること。それと比較的安価であることが3点目です。それから4点目がですね、一番重要なんですが、現時点で入手可能な機械という4点をですね、考慮しまして、提案させていただいておりますオゾン発生器を購入するという結論に至った次第でございます。

以上でございます。

○委員（橋本隆一君） はい、理解できました。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 基本的なところをまずお聞かせいただきたいと思うんですけども、市民環境部として、このコロナウイルスに対して、どのような方針を持って臨んでいこうと思っていらっしゃるのかということをお聞かせいただいていいですか。

○市民環境部長（桑原真澄君） うちの環境行政といいますか、少なくとも、今回は斎場のほうもこういうお願いしておりますけれども、ごみの収集業務、処分業務と、斎場のほうもそうですけれども、絶対に止めてはならないというところの認識に立って、あらゆる対策というものを講じていくというところでの考えで、これまでいろいろ検討並びに協議辺りを進めてきたところでございます。止められないというところであります。

○委員（大倉裕一君） 私たちからすると、私

たちの日頃のサービスに迷惑がかからんようにという意味合いになるんだろうというふうに思います。

まさに、職員の皆さんも罹患しないようにですね、ぜひ予防策も講じていく必要があるんだろうというふうに思うんですけども、その中で感染防止対策としてという御説明をいただいたわけですけども、この感染防止対策というのは何をされるのが感染防止対策なのかですね。ただ、消毒液とオゾン発生器、これを購入すれば、感染防止対策が全てなんですよということなのか、その辺りをお聞かせいただいていいですか。

○理事兼環境課長（武宮 学君） 斎場に関して申し上げます。

斎場につきましては、先ほどと重複することになるかと思いますが、火葬業務をしている関係で、火葬をされる際に御親族の方、斎場に御入場されるわけでございますが、非常に場合によって、二、三十人の多くの御遺族の方、御入場されるケースが目立っております。

そこで、この新型コロナウイルス感染防止対策として、市としまして、葬祭業者に対しまして、3回ほどお願いをする文書を発出をさせていただいたところでございます。

まず1回目ですね、令和2年3月に出しております、これは通夜、あるいは葬儀の際の感染防止対策を徹底してくださいというような呼びかけの文書を出させていただきました。

次に、4月7日にですね、市斎場にあまりに多くの御遺族が来られ、また、鉢盛り等々のお食事をされるというようなことを斎場従事者から聞いたもんですから、4月7日付でですね、市民環境部長名で斎場の利用人数をできるだけ抑えてくださいというようなお願い、それと併せて会食についてもできるだけ控えてくださいというお願いを出しました。

それでも、やはり御遺族の方はやっぱり減らないというようなことがございましたもんです

から、3回目が4月16日でございますが、市斎場への入場者数を10名以内にするという通知文を出したところでございます。あわせまして、告別式を簡素化させていただきました。

それから、場内での飲酒、飲食全てを禁止させていただき通知を出しております。昨日、確認をいたしました。現在、斎場に来られる方はほとんどがその通知を守っていただきまして、10人程度で来ていただいているということで、斎場従事者の方々もですね、非常に今、業務的にもスムーズにいったるというようなところを確認したところでございます。

市斎場内の感染防止対策としましては、次長も言いましたとおり、火葬業務の機能停止、これが絶対起こさないというような観点からですね、数カ月前から手を打ってきたところでございます。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） ありがとうございます。いろいろ手を打っていただいて、最期のお別れだけでも、理解をですね、お願いをされてきたというところだというふうに思います。

職員の皆さんのほうにも感染がいかなうようですね、取組もなさっていただいているのかなというふうに思うんですけども、具体的に今度の予算で上がってます、消毒業務の委託というのについては、この委託の期間というのはいつからいつまでの期間を示すのでしょうか。

○理事兼環境課長（武宮 学君） 当課がお願いしております消毒業務についてでございますが、消毒業務につきましては、この補正、御承認いただいてからすぐ契約を締結したいということで考えております。

期間としましては、その契約締結から年度内というふうに考えております。ちなみに、消毒をする頻度でございますが、1日3回を予定しております。現在、清掃業務を委託しております業者の方から、（聴取不能）3回はできる

というようなことで、予算を計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） 今、清掃業務をされているところに委託をするようなお話だったかと思うんですけども、清掃業務をされている企業さんというところは、消毒業務の資格とかなんかそういったものをお持ちなんでしょうか。

○理事兼環境課長（武宮 学君） 消毒につきましてはですね、そういった特別な資格というのは持っていらないかと思います。ただ、国の消毒に関するガイドラインを熟知しておられまして、それに沿って、ちゃんと消毒液も準備していただきますし、消毒の場所も今後また検討をしていきたいというふうに思っております。主に市民の方々が手を触れる場所になるかというふうに思っております。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） 分かりました。非常に消毒をされる企業さん自体が、まず少ないということと、ウイルスがこれだけ感染症がこう広まっているということで、民間企業等でも委託先を非常に探すのに困難を極めていらっしゃるというようなお話を聞きましたので、行政のほうはどういうふうな対応を取られておるのかなということでお聞きをしたところであります。

精通をされているということで安心することなくですね、きちんとガイドライン等に沿った対応がなされるのかどうかというところはしっかり確認をお願いしたいというふうに思うところです。質問、終わります。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。

以上で、質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いいたします。意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。

それでは、これより採決いたします。

議案第４６号・令和２年度八代市一般会計補正予算・第３号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（増田一喜君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部は御退出ください。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、建設環境委員会を散会いたします。

（午前１０時５２分 閉会）

八代市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する。

令和２年４月２８日

建設環境委員会

委員長